

2025 年 9 月 30 日

お客様各位

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社シンク

【重要】通信サービス契約約款等の改定に関するお知らせ ＜料金に係る変更等＞

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件に関しまして、当社は、2026 年 1 月 1 日付にて、当社下記の通信サービスについて定める契約約款等の内容を改定し、お客様とご契約内容の一部を変更させていただきますので、その内容を下記のとおりご案内申し上げます。

当社は今後とも、より一層お客様満足度の向上に努めてまいりますので、当社サービスの引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

■変更対象の通信サービス

当社は、以下の通信サービスについて、当社が定める各通信サービス契約約款（付随する端末機器売買契約約款等を含み、以下同じとします。）等を改定いたします。

・saQsaQ WiFi

■変更の概要

当社は、当社事業をとりまく環境の変化に適切に対応しながら、引き続きお客さまに安定的にサービスをご提供することを目的として、以下に記載する諸事項を変更いたします。各事項の詳細は、後述の「■変更の内容」及び当社の WEB サイトにて開示する 2026 年 1 月 1 日改定版の各通信サービス契約約款の内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

- ① ユニバーサルサービス料に関する定めの変更
- ② ブロードバンドユニバーサルサービス料のご請求の追加
- ③ 電話リレーサービス料に関する定めの変更
- ④ 口座振替書発行手数料のご請求金額の変更
- ⑤ 電気通信事業法に基づく提供条件のご説明に関する定めの変更
- ⑥ その他の変更

変更内容についてご不明点がございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

■お問い合わせ先

シンクカスタマー窓口

電話番号：0570-081-710（受付時間 10:00～20:00（年末年始を除く））

メールアドレス：customer_service@thinq.co.jp

■変更の内容

① ユニバーサルサービス料に関する定めの変更

電気通信事業法に定める第一号基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるためにお客様にお支払いいただくユニバーサルサービス料に関しまして、現在その金額については、法令に基づき算出された負担金の額に基づいて「当社が定める料金」と定めておりますが、当該金額の定めを以下のとおりに変更いたします。

■ユニバーサルサービス料の金額

電話番号（ご契約の 1 回線）ごとに、電気通信事業法に基づき基礎的電気通信役務支援機関が算定し公表する負担金の番号単価と同額とします。なお、日割計算はいたしません。

※お客様にお支払いいただく金額は、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会によって算定・公表される番号単価の内容に応じて、変動する場合があります。なお、「(電話の)ユニバーサルサービス制度」について、詳しくは、一般社団法人電気通信事業者協会のホームページ（<http://www.tca.or.jp/universalservice/>）または音声・FAX 案内（03-3539-4830：24 時間受付）にてご確認ください。

② ブロードバンドユニバーサルサービス料のご請求の追加

全国どこでもブロードバンドサービスを公平かつ安定的に利用できるようにすることを目的として、電気通信事業法等に基づき、新たにブロードバンドユニバーサルサービス制度が創設されました。当該制度に基づき、事業者間で賦課・交付される負担金（電気通信事業法に定める第二号基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金）に充てるため、当社は、2026 年 1 月以降、お客様に以下の金額のブロードバンドユニバーサルサービス料をお支払いいただきます。

■ブロードバンドユニバーサルサービス料の金額

ご契約の 1 回線ごとに、電気通信事業法に基づき基礎的電気通信役務支援機関が算定し公表する負担金の回線単価と同額とします。なお、日割計算はいたしません。

※お客様にお支払いいただく金額は、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会によって算定・公表される回線単価の内容に応じて、変動する場合があります。なお、「ブロードバンドユニバーサルサービス制度」について、詳しくは、総務省のウェブページ（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/）及び今後公表されることが見込まれる一般社団法人電気通信事業者協会のホームページ等にてご確認ください。

※お客様は、料金月の末日が経過した時点にサービスの提供を受けていたときは、ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを要します。

※お客様には、ブロードバンドユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がブロードバンドユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意いただきます。

③ 電話リレーサービス料に関する定めの変更

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるためにお客様にお支払いいただく電話リレーサービス料に関しまして、現在その金額については、法令に基づき算出された負担金の額に基づいて「当社が定める料金」と定めておりますが、当該金額の定めを以下のとおりに変更いたします。

■ 電話リレーサービス料の金額

電話番号（ご契約の 1 回線）ごとに、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律に基づき電話リレーサービス支援機関が算定し公表する負担金の番号単価と同額とします。なお、日割計算はいたしません。

※お客様にお支払いいただく金額は、電話リレーサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会によって算定・公表される番号単価の内容に応じて、変動する場合があります。なお、「電話リレーサービス制度」について、詳しくは、一般社団法人電気通信事業者協会のホームページ（https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/）または音声・FAX 案内（03-6302-8391：土日祝休日、年末年始を除く 9 時～17 時）にてご確認ください。

④ 口座振替書発行手数料のご請求金額の変更

サービス料金のお支払方法として口座振替をご利用のお客様には、各通信サービス契約約款等の定めに基づき、「別に算定する実費」を口座振替書発行手数料としてお支払いいただきますが、2026 年 1 月以降、当該口座振替書発行手数料の金額が 1 請求あたり 110 円（税込）となります。

なお、当社はクレジットカード支払いにも対応しております。お支払い方法の変更を希望されるお客さまにおかれましては、当社カスタマー窓口までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

⑤ 電気通信事業法に基づく提供条件のご説明に関する定めの変更

電気通信事業法に基づく提供条件のご説明に関する定めに関しまして、2026 年 1 月 1 日以降、以下のとおりに変更いたします。詳細は、当社の WEB サイトにて開示する 2026 年 1 月 1 日改定版の通信サービス契約約款の第 1 条の 2（電気通信事業法に基づく提供条件概要説明等）の内容をご確認ください。

契約者は、契約者と当社の間の契約の締結又は変更等にともない、当社が電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）に基づき行う提供条件概要説明について、説明書面の交付に代えて、事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の定めにより許容されるいずれかの方法により説明することを承諾するものとします。

⑥ その他の変更

前述の⑤までの事項の他、以下の事項に関する通信サービス契約約款の改定を行います。詳細は、当社の WEB サイトにて開示する 2026 年 1 月 1 日改定版の通信サービス契約約款の内容をご確認ください。

- (1) 電気通信事業法に基づく書面交付について、情報通信の技術を利用する方法により代替することに関する規定の追加
- (2) お客様のご契約内容の実質的な変更を伴わない修正（誤字脱字等の表記の修正等）
- (3) その他、2026 年 1 月 1 日までに当社が必要と判断し、当社が適当と判断する方法によりお客様に通知する事項

以上